

令和7年度高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援のため予算の範囲内で交付する。

(交付の対象事業所及び対象者)

第3条 交付の対象は、次の各号に掲げる介護サービス事業所等（以下「交付事業者」という。）とする。ただし、令和8年4月以降に新規開設される介護サービス事業所等、第6条の交付の申請時点で廃止又は休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等及び別紙2表4に掲げる居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売については、本事業の対象外とする。

- (1) 別紙2表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、第7条第1号の要件を満たす者。
- (2) 別紙2表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、第7条第2号の要件を満たす者。
- (3) 別紙2表3に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、第7条第3号の要件を満たす者。なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、第一号訪問事業及び第一号通所事業（従前相当サービス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）及びサービス・活動A（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村において介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）に相当する加算が設けられている場合に限る。）並びに第一号介護予防支援事業を本事業の対象とする。

- 2 本事業の対象者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第7条第1号ア、第2号ア又は第3号の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される交付額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護従事者を対象とする。
- (2) 第7条第1号イ又はウ若しくは第2号イ又はウの要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される交付額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員（ただし、当該介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。）を対象とする。

(交付対象経費)

第4条 交付の対象となる経費は別紙1のとおりとする。

(交付額の算出方法)

第5条 介護サービス事業所等に対する交付額は、次の式及び各号により被保険者ごとの交付額を算出し、介護サービス事業所等ごとに交付額を合計することで確定することとする。なお、被保険者ごとの交付額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。
被保険者ごとの交付額 = 基準月の介護総報酬 × 別紙2に定める交付率

- (1) 基準月の介護総報酬は、基準月の介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。
- (2) 交付率は、サービス類型及び第7条の交付金の要件別に6月分として設定された別紙2表1、表2及び表3に掲げる交付率とする。なお、基準月は、原則として令和7年12月とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類は、別記第1号様式（以下「計画書」という。）によるものとする。

- 2 交付金交付申請書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付事業者の要件)

第7条 交付の対象となる要件は次の各号に掲げるものとする。

(1) 別紙2表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等

以下のアを満たす介護サービス事業所等であること。また、アの要件に加えて、イ及びウの要件を満たす介護サービス事業所等又はウの要件を満たす介護サービス事業所等に対しては、それぞれの要件に応じて設定された交付率を乗じて算出される交付額が加算される。

ア 基準月において、処遇改善加算を算定していること。ただし、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算の算定を誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。なお、処遇改善加算の算定を誓約した場合は、高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金実績報告書（以下「実績報告書」という。）において処遇改善加算の算定について報告することとする。

イ 基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

(ア) ケアプランデータ連携システム（厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。以下同じ。）に加入していること。ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システム加入しているものとして取り扱うこととする。なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。

(イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下単に「社会福祉連携推進法人」という。）に所属していること。

ウ 職場環境改善等に向けて、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。ただし、イの要件を満たしている場合は、ウの要件を満たしているものとして取り扱うこととする。また、高知県介護人材確保等事業による交付金の交付を受けている介護サービス事業所等については、職場環境改善等に向けた取組を既に実施していることとみなし、当該要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

(ア) 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化

(イ) 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)

(ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(2) 別紙2表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等

以下のアを満たす介護サービス事業所等であること。また、アの要件に加えて、イ及びウの要件を満たす介護サービス事業所等又はウの要件を満たす介護サービス事業所等に対しては、それぞれの要件に応じて設定された交付率を乗じて算出される交付額が加算される。

ア 基準月において、処遇改善加算を算定していること。ただし、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算の算定を誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。なお、処遇改善加算の算定を誓約した場合は、実績報告書において処遇改善加算の算定について報告することとする。

イ 基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として次に掲げるいずれかの取組を行っていること。

(ア) 生産性向上推進体制加算I又はIIを算定していること。ただし、基準月において、生産性向上推進体制加算I又はIIを算定していない場合であっても、申請時に生産性向上推進体制加算I又はIIを算定している又は生産性向上推進体制加算I又はIIの算定を誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から生産性向上推進体制加算I又はIIを算定しているものとして取り扱うこととする。なお、生産性向上推進体制加算I又はIIの算定を誓約した場合は、実績報告書において生産性向上推進体制加算I又はIIの算定について報告することとする。

(イ) ケアプランデータ連携システムに加入していること(小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に限る。また、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに看護小規模多機能型居宅介護については、短期利用型サービスを含む。)。ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システム加入しているものとして取り扱うこととする。なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。

(ウ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

ウ 職場環境改善等に向けて、次に掲げる（ア）～（ウ）のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。ただし、イの要件を満たしている場合は、ウの要件を満たしているものとして取り扱うこととする。また、高知県介護人材確保等事業による交付金の交付を受けている介護サービス事業所等については、職場環境改善等に向けた取組を既に実施していることとみなし、当該要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

(ア) 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化

(イ) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）

(ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(3) 別紙2表3に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等

次に掲げるア又はイのいずれかを満たす介護サービス事業所等であること。

ア 基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として次に掲げるいずれかの取組を行っていること。

(ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システム加入しているものとして取り扱うこととする。なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。

(イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

イ 基準月において、次に掲げる処遇改善加算IVの算定に準ずる（ア）から（ウ）までの要件を全て満たすこと。

(ア) 任用要件・賃金体系の整備等

次の一から三までを全て満たすこと。

- 一 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- 二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。
- 三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、申請時に上記一及び二の定めの整備を行うことを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において当該定めの整備を行った旨を報告することとする。

(イ) 研修の実施等

次に掲げる一及び二を満たすこと。

一 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び
a 又は b に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。

a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等(OJT、OFF-JT 等)を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。

二 一について、全ての職員に周知していること。

ただし、申請時に上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該計画の策定等を行った旨を報告することとする。

(ウ) 職場環境等要件

別紙2表5に掲げる「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、④の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする。ただし、申請時に職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、実績報告書において、当該職場環境等要件に係る取組を行った旨を報告することとする。

(交付の決定)

第8条 知事は、第6条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により当該交付の申請の内容を調査し、適当であると認めたときは速やかに交付金の交付の決定をするも

のとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この条において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（交付の条件）

第 9 条 交付の目的を達成するため、交付事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 計画書に次に掲げる変更があった場合には、別記第 2 号様式の変更届出書に次に掲げる様式を添付して知事に提出すること。
ア 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合

当該変更後の別記第1号様式①又は②について届け出ること。

イ 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関する介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合

当該変更後の別記第1号様式①又は②に加えて、③について届け出ること。

ウ 就業規則を改訂（介護従事者の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要。

(2) 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。以下この（2）において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、次に掲げるアからエまでの事項を記載した別記第3号様式の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を知事に届け出ること。

ア 本交付金の交付を受けている介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

イ 介護従事者の賃金水準の引下げの内容

ウ 当該法人の経営及び介護従事者の賃金水準の改善の見込み

エ 介護従事者の賃金水準を引き下げるについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

(3) 交付事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 交付事業が予定の期間に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を給付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(6) 県税の滞納がないこと。

（交付の決定の通知）

第10条 知事は、第8条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件を交付の申請をしたものに書面により通知するものとする。

（概算払）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定による概算払いには、概算払請求書の提出を要しないものとする。

(実績報告等)

第12条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとする。

2 前項の報告については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 令和8年3月31日までに交付金の支給を受ける場合 交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 令和8年4月1日以降に交付金の支給を受ける場合 交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年9月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした場合は、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき(当該消費税仕入控除税額等が零円の場合を含む。)は、その金額を別記第5号様式により速やかに、遅くとも交付事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

(交付金の返還等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付された交付金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 交付金の交付額に相当する賃金改善や職場環境の改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱の要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により交付金を受けた場合

(グリーン購入)

第14条 交付事業者は、交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 交付事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条第5号、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。